

高知市産後ケア事業（宿泊型）（通所型）委託事業者募集要項

1 概要

産後ケア事業は、退院直後の心身が不安定になりやすい産婦及び乳児が、保健指導を必要とする場合に、助産師等が母親の心身のケアや育児のサポートをすることにより、産後も安心して子育てができる体制の確保を目的とするものである。

そのため、本事業の趣旨を理解し、産後ケアに関する知識及び技術において高い専門性を有し、以下の要件を満たす「通所型」、「宿泊型」又は「通所・宿泊型」の産後ケアを提供する事業者を募集する。

2 業務内容及び委託料

別紙「高知市産後ケア事業実施業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 実施要件

(1) 施設基準

ア 高知県内に事業を実施する施設があること。

イ 医療法（昭和23年法律第205号）に定める産婦人科又は産科を有する病院、助産所及び助産所と同等の施設であること。

ウ 仕様書の「6業務内容(2) サービスの提供」で定めるサービスの提供を実施するための必要な設備があること。

エ 居室（母子1組当たり床面積が6.3平方メートル以上）が確保されている又は必要なときに個室が提供できること。

(2) 従事者の要件

ア 実施担当は、助産師、保健師、看護師のいずれか1名以上を配置することとし、医療法に基づく人員とは区別し本事業のための専任とすること。

イ 宿泊型の場合は、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師を配置すること。

ウ 上記以外に、必要に応じて以下の者をおくものとする。

(ア) 心理に関する知識を有する者

(イ) 育児等に関する知識を有する者（保育士・管理栄養士等）

4 契約期間

契約締結日から当該年度末まで

5 応募資格

次の各号に定める内容をすべて満たすものとする。

(1) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。

(2) 納税義務者にあつては、国税及び市税の未税がないこと。

(3) 公共の福祉に反する活動をしていないこと。

(4) 破産者で復権を得ない者でないこと。

(5) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第4条各号のいずれにも該当しないこと。

(6) 役員に次の各号に該当する者がいないこと。

ア (4)及び(5)に該当する者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(7) 民事再生法、会社更生法の適用を申請していないこと。

6 応募（申請）方法

(1) 応募（申請）の流れ

- ア 申請書類の提出
- イ 実地調査
- ウ 審査結果通知
- エ 契約締結
- オ 事業開始

※ 申請手続きに不備がない場合は、応募（申請）から審査結果通知まで約2か月程度を要する。

(2) 応募書類

- ア 高知市産後ケア事業委託事業者申請書（様式1）
 - イ 高知市産後ケア事業委託事業者にかかる誓約書（様式2）
 - ウ 事業者の概要（様式3）
 - エ 事業実施の基本計画書（様式4）
 - オ 産後ケア事業実施施設の平面図（A4判で任意様式）
 - カ 医療法における病院、診療所、助産所の届け出の写し（実地調査時の確認でも差し支えない）
 - キ 事業者の事業内容が分かるパンフレット等
- ※ 申請書類は、高知市こども未来部母子保健課ホームページからダウンロードすること。

(3) 提出方法

郵送又は持参。

なお、持参する場合は、予め事業担当課に電話連絡の上、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに持参すること。

7 申請上の注意事項

- (1) 申請に要する経費は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類については、高知市個人情報保護条例の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開することがある。なお、提出された書類については返却しない。
- (3) 応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

8 審査及び結果通知

応募書類及び必要に応じて実施するヒアリング等により審査を行い、委託事業者を決定する。なお、審査の結果は応募者に通知する。

9 事業担当課（問合わせ先及び各種書類の提出先）

〒780-8571

高知市本町5丁目1番45号 高知市役所本庁舎3階

高知市こども未来部母子保健課 産後ケア事業担当

電話：088-855-7795 FAX：088-855-7796

E-mail kc-280400@city.kochi.lg.jp